

令和 3 年 第 3 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和 3 年 9 月 6 日 (月)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	令和 3 年 9 月 1 7 日 (金) 1 4 時 0 0 分
閉 会	令和 3 年 9 月 1 7 日 (金) 1 5 時 1 8 分
出席議員	議 長 田 中 政 浩 1 番 寺 原 裕 明 2 番 柳 雅 明 3 番 持 山 英 幸 4 番 石 橋 里 美 5 番 木 村 和 彦 6 番 深 野 良 二 7 番 田 口 讓 司 8 番 山 本 一 洋 9 番 奥 村 忠 義 1 0 番 山 本 久 矢 1 1 番 木 村 博 文 1 2 番 河 内 直 子 1 3 番 横 山 善 美
出席議員数	1 4 名
欠 席 議 員	な し
地方自治法 第 1 2 1 条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 中 野 高 文 教 育 長 入 江 哲 生 総 務 課 長 川 波 剛 企 画 課 長 亀 田 美 香 財 政 課 長 橋 本 照 美 税 務 課 長 稲 葉 佳 奈 出 納 室 長 仲 村 浩 之 住 民 課 長 人権・同和対策室長 小 川 真 一 健 康 課 長 古 川 秀 志 環 境 防 災 課 長 尾 畑 正 行 建 設 課 長 堀 内 明 都 市 計 画 課 長 林 浩 嗣 農 林 商 工 課 長 倉 掛 俊 一 上 下 水 道 課 長 岡 部 裕 行 福 祉 課 長 神 崎 英 昭 こ だ も 課 長 八 尋 福 由 教 育 課 長 宮 崎 宣 匡 生 涯 学 習 課 長 吉 浦 高 幸
欠 席 者	な し
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 山 本 孝 議会事務局議会係長 田 中 晴 美

会 議 録

令和 3 年第 3 回定例会

[閉会日]

令和 3 年 9 月 1 7 日（金）

開 議	
議 長	本日の出席議員は14人につき、定足数に達しております。 これから本日の会議を開きます。 (14:00)
日程第1	
議 長	日程第1 町長から追加議案の提案理由の説明を求めます。 田頭町長
町 長	こんにちは。 本日は、令和3年第3回筑前町定例会の最終日でございますが、追加議案を上程させていただきますので、よろしくお願いいたします。 コロナ禍に加えまして、台風14号の進路が非常に深刻な状況でございます。 本町も9時半に警戒対策本部を立ち上げまして、正午から避難所を開設しているところでございます。 それでは、議案の説明を申し上げます。 議案第32号、令和3年度筑前町一般会計補正予算（第7号）につきましては、補正額2億6,816万6,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ130億2,708万1,000円とするものです。 補正内容としましては、8月の大雨災害復旧費等を追加するものです。 議案第33号、令和3年度筑前町工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正額50万円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ232万6,000円とするものです。 以上、追加議案を提案させていただきますので、慎重にご審議のうえ、承認いただきますようお願い申し上げます。追加議案の提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第2	
議 長	日程第2 議案第25号「財産の取得について（庁舎等に設置する顔認証サーマルカメラ）」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 （質疑なし）
議 長	質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 （討論なし）
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第25号「財産の取得について（庁舎等に設置する顔認証サーマルカメラ）」を採決します。 議案第25号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成者挙手）
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第3	
議 長	日程第3 議案第26号「財産の取得について（校務用ノートパソコン）」を議題とします。 これから質疑を行います。

	河内議員
河内議員	議案書の15ページです。 別表がありますけれども、この差がすごいあるんですね。668万、2,396万——どうしてこんなに差があるんでしょうか、お尋ねします。
議長	財政課長
財政課長	お答えします。 入札にあたりましては、設計書を作成し、仕様書等によって入札に参加していただいております。その中で、企業のほうが入札の価格を示してきておりますけれども、この価格の差につきましては、その企業によって調達ルート、方法、または在庫、それから企業内の諸事情によるもの、また企業努力、そういったものがいろいろ価格の差には考えられるのではないかと考えております。
議長	河内議員
河内議員	以前、電子黒板導入時に、後になって、端末は適用できないからということで補正をしたことがあったんですけど、覚えていらっしゃるでしょうか。そういうことはないと断言できますか。
議長	財政課長
財政課長	電子黒板につきましては、申し訳ありません、詳細について把握ができておりませんが、入札にあたりましては、入札の仕様、それから納期限、様々な要件等を示したうえで入札に参加していただいております。 当然、その仕様に見合った契約の履行、納品ができると考えております。
議長	ほかにございませんか。 柳議員
柳 議員	2点ほど、いや3点ほどお聞きしたいと思います。 校務用のノートパソコンと書いてありますけれども、これは学校の先生たちが使うパソコンですよ。子どもたちが使うパソコンではありませんけれども、学校事務用の教師が使うパソコンだと思いますけれども、OSはWindowsが入っていると思うんですけども、これ現在、どんなバージョンのパソコンが入っているんでしょうか。
議長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 Windows 10が入っております。 以上でございます。
議長	柳議員
柳 議員	Windows 10とおっしゃいましたが、これ、バージョンアップしたやつじゃないんですか。7を10にバージョンアップしたWindowsじゃないんですか、ちょっとお聞きします。
議長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 令和元年度に、7でしたか、10にバージョンアップしたものでございます。現在ということですね、はい、そういうものでございます。
議長	柳議員
柳 議員	自分もWindowsの7を10にバージョンアップしたんですけども、これ、インターネットにつないでいるんで、自動更新でどんどんどんどんバージョン上がっていくんですよ、書き換えていくんですよ。 でも、校務用パソコンってこれインターネットつながっているんですか。つなが

	ってなかったら、使えなくなってしまうですよ、Windows 10は。 そこら辺はどんなふうにして改善されてたんですか。多分、学校関係はすごい困っていると思うんですよ、動かないから。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 校務用のパソコンについては、ライセンスを取得してそれを更新するようになっておりますので、令和元年度にライセンスを更新させていただいておりますので、その分で今のところ使用しているということでございます。
議 長	柳議員
柳 議員	学校現場の声は聞かれたんですか。使われているか、使えるか使えないか。僕は学校現場の声を聞いてきましたので、今、質問させていただいております。 それから、もうすぐ10月に入りましたら、これWindows 10が11に、新しい機種が出るんですけども、どちらの分で仕様書を作られたんですかね。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 Windows 10でございます。
議 長	木村議員
木村博文議員	座ったままで失礼します。 今、途中で質問が終わったみたいですから、もう1問聞きたかったみたいですが、柳議員ですね、11ということでされれば、それだけまたその先も対応年数が、また入れ替える時期というのが延びるだけ有利になるんじゃないですか。普通で考えたら、11を入れとけば、それだけ先まで対応できるんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょう。11じゃいけないんですか。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 まだ、Windows 10も結構な期間、サポートがあると思っておりますので、10のほうで入れさせていただいているというところでございます。
議 長	木村議員
木村博文議員	もうちょっとですね、何か引がかかるような、もうちょっとしっかり仕様書なり何なり、その辺りを決められる場合は研究・調査をしっかりとやっていただきたいと思います。 それから、先ほどの河内議員の質問にもつながるわけですが、やっぱりこれだけ大きな差があると、以前、予定価格の公表については、入札の是非についてはこの本議会でも議論があったと思います。それはしていかないという方向性でされておりましたが、こうも大きく違うとですね。この手のことを聞くと、最終的にこれはもう企業の努力でというところで、今回も54.59%ということで、企業努力でということで、最終的に企業側の事情でということでもとめられるんですけども、どうもこの予定価格の決め方も果たして適正だったのかなと思うんですね。 1回、単年度のことで、前にもなかったということもあるんですけど、何回も何回も今までパソコン関係とかが入った中で、予定価格の54.59%ということは、これは果たして最初の予定価格の設定なり、今の議論の中の仕様書も、果たして健全に行われているのかと。もちろん健全には行われていると思いますが、適正ですね、適正に行われているんだろうかという、やっぱり疑問を抱くわけですね、その辺りどうでしょうか。
議 長	木村議員、質問は簡潔にお願いいたします。
木村博文議員	すいません。

議 長	財政課長
財政課長	設計仕様については、原課において適正に社会情勢等、最新の情報を基にしながら適正に作成されていると思っております。ただ、こういった価格の差が大きく出るといったことがありますし、最低価格者が落札ということにはなりますが、そこで、契約にあたっての完全な適正な履行がなされるかという懸念もあるところではあります。 しかしながら、物品に関しましては、仕様を満たすものが納品されることが前提条件でありますし、入札の制度の中に最低制限価格を設けるといような制度もごございますが、もし仮に設けるとするならば、工事や建築になるのかなとも思っております。しかしながら、これまでの工事の落札率から見ますと、筑前町においては設定の必要はないような入札が行われているところです。 今回、価格の差がかなり大きかったですけれども、今後についても設計積算については、きちんと適正に行うようにしていきたいと思います。
議 長	これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ございますか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから議案第26号「財産の取得について（校務用ノートパソコン）」を採決します。 議案第26号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第4	
議 長	日程第4 議案第27号「筑前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第27号「筑前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 議案第27号は、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第5	
議 長	日程第5 議案第28号「筑前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

	これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから議案第28号「筑前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 議案第28号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第6	
議 長	日程第6 議案第29号「令和3年度筑前町一般会計補正予算(第6号)について」を議題とします。 これから質疑を行います。 木村和彦議員
木村和彦議員	資料の6ページ、農業経営収入保険料補助金事業の、この農家に対する収入保険に入っている全農家の割合、要するに人数ですね、それとあと、この事業内容のことについて、一応全協では説明がありましたが、もう少し詳しくお願いします。 それと、何か年、例えば今年度だけとか3年度とか、5年間継続しますとか、その継続年数もお願いします。 あともう一つ8ページ、水田麦・大豆産地生産性向上企業、この内容についても詳しくお願いします。 以上です。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えをいたします。2点ございました。 最初に、後段に質問されました水田麦・大豆産地生産性向上事業について、詳細を説明いたします。 これにつきましては、国が令和2年度補正予算と令和3年度予算で予算を確保した単独の補助事業で、水田における麦大豆の先進的な営農技術の導入や機械の導入を支援するものです。 営農技術の導入の支援は、湿害対策技術など8項目から選んで農家が実施をすると、各項目には定められた10アールあたりの支援単価があり、その項目、複数の組合せにより、10アールあたりの合計1万5,000円を上限として農家に助成をされます。取り組みにあたっては、28の経営体が取り組み、内訳としまして12の組織及び16の担い手農家が取り組みます。この取り組みにより、合計7,189万7,000円が国から水田協を経由して農家に支給をされます。 それからもう一つの柱です。機械導入は2分の1以内での補助がなされ、17の経営体で大豆コンバインなどの21の機械が導入をされます。17経営体の内訳は8つの組織及び9つの担い手農家からなり、この機械導入補助は合計5,469万6,000円となります。先ほどの営農技術導入支援と合わせて合計1億2,659万3,000円が国から水田協経由で町内に交付をされるというものでございます。

	なお、この事業は国から急に届いた事業で、取り組みにあたっては農家の皆さんの協力がもちろん大きかったわけなんです、農家へ事業の説明、要望の調査、取りまとめ、計画申請等を短期間にまとめる必要がございました。時間がない中で作成する計画も難易度が高く、事業採択のハードルが高いものであり、それも一つの要因かもしれませんが、福岡県内で採択を受けたのは、本町を含めて5つの市町にとどまっています。 ちなみに福岡県内の国費補助の合計は、8月4日の時点で1億9,377万9,000円で、そのうち本町が1億2,659万3,000円と、おおよそ3分の2を占めているという状況になっております。本当に、職員が頑張ってくれたと思っております。 それから、もう一つのお尋ねの農業経営収入保険料保険金事業ということで、これについてはコロナウイルス地方創生臨時交付金事業として取り組む事業なんです、農家負担の保険料の一部助成を国の補助に上乗せして行うものでございます。平成31年の1月に国が制度を設け、実施している事業です。 農業経営収入保険は、自然災害や市場価格の低下など、様々なリスクにさらされる農業に対して、起きてから対処するのではなく、事前に農業経営者自ら備えて農業者の事業継続や地域農業の維持を図っていくという目的がございます。 様々なリスクに対応するべく、令和3年度の収入保険加入者は保険料負担を一部助成することで、より多くの農業者の加入促進を図って、向上として側面的に農業経営の継続的安定や地域農業の維持を図っていきたいと考えております。 具体的には、令和3年度に収入保険に加入される農業者に、農家負担保険料の3分の1の補助を上限額の設定の上で行います。なお、令和3年度の加入は11月末までに申し込み、12月末までに保険料納入手続が必要というところで、対象期間は個人が令和4年1月1日から1年間というふうになっております。 割合でございますが、お尋ねの。青色申告者の方が加入の要件ということになっております。現在、農業者で青色申告されている方については、個人が270、法人が11というところで、それに対して令和2年の加入率については個人が30%、81人。法人が18.2%、2経営体にとどまっております。 今回の補助で加入者がさらに増えるというところを見込んで、金額を出しておるところでございます。 あと何か年かというところでのお尋ねですが、今回地方創生コロナ対策ということもございまして、補正予算で令和3年度1年間ということで計上させていただいております。 今後については、とりあえず決まっているのは令和3年度の1年間ということで、将来はちょっとまだどうするかというのは、とりあえず1年間ということでやるというところでご理解いただきたいと思います。
議長	ほかにございませんか。 石橋議員
石橋議員	資料の6ページで、ごみ減量化対策事業というところで、今回コロナウイルスの感染症対応地方創生臨時交付金を使っの事業なんですけれども、本当にごみ減量で行政の方もいろいろ考えながらいらっしやるんですけれども、この分は、今回は50名の方のモニターを募って、いろんな意見を聞きながら、ごみ減量の対策にしていこうということなんですけれども、今、ごみ処理機で10万弱——9万8,000円の予算でごみ減量の処理機を買ったときの補助を町で補助をしていらっしやるんですけれども、今回のこの事業をするに当たって、最終的にはまた町民の方に、この補助的な部分というのは、またちょっと先にはなると思うんですけ

	れども、金額的な部分はまた増えてくるのでしょうか、お尋ねいたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 今、石橋町議のご質問の内容につきましては、生ごみ処理機が、今、町のほうで半額、そして3万を上限に補助をさせていただいております。9万8,000円のごみ処理機が、今後どういう補助率、補助金になるかというご質問でよろしいでしょうか。 まさに今ご指摘いただいた内容で、環境防災課といたしましても、そもそもごみの減量化というのは最大課題の一つでありまして、どうするかという議論をずっと重ねてまいった次第でございます。 その中で、このごみ処理機がごみ減量化に有効な一つであろうということで、ただ思いだけで購入金額の半額、上限3万円を倍増するとかということは、当然住民の方、あるいはもう議会のほうになかなかご提案なり、ご説明がつかないということがございますので、まずもって、先ほども説明がありましたように、50件のモニターというものを使いまして、本当にこれが有効なものであるかどうかということとを今回、コロナ交付金を活用させていただきまして、そのようなアンケートとかヒアリングとかいろいろ行いまして、データをきちんと取って、そしてこの結果がよければこちらのほうに予算を付けて、補助率とか補助金のほうを上げてやるという方法のためのエビデンスといたしましうか、そういうデータを蓄積するための今回取り組みということでご理解いただければというふうに思っております。 でありますので、この結果がもし悪ければ、何か改善できれば改善いたしますし、この生ごみ処理機について非常に有効ではないということであれば、ほかの手段を今後検討していきたいというふうに考えているところでございます。 以上でございます。
議 長	石橋議員
石橋議員	本当にごみの減量化に関しましては、私も一主婦としては本当に考えております。これが本当に町民の方お一人お一人に減量化が周知できるように、また、いろんな対策を私たちも取り組んでいきたいと思っております。
議 長	河内議員
河内議員	資料の9ページです。 一番最後です。学校管理費学校給食調理業務、夜須中学校で会計年度任用職員の人件費があがっていますが、人手が足りなかったわけですか、お尋ねします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 今現在、1名欠員になっておりますので、その代替職員として予算計上させていただいておるところでございます。
議 長	これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第29号「令和3年度筑前町一般会計補正予算(第6号)について」を採決します。 議案第29号は、原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。
議 長	举手全員です。

	したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 7	
議 長	日程第 7 議案第 30 号「令和 3 年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題とします。 これから質疑を行います。 河内議員
河内議員	議案書の 6 ページです……、すいません、失礼しました、別冊の 6 ページです。 これは、コロナの減額分ということで説明を受けましたけれども、市町村調整対象需要額——医療費総額ですね、これの何%でしょうか。
議 長	すいません、もう 1 回質問をよろしいでしょうか。
河内議員	市町村調整対象需要額、いわゆる医療費総額なんですけど、これの何%にあたるかをお尋ねします。
議 長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 ご質問に関しましては試算をしておりませんので、手元に資料を持ちませんので分かりませんが、現在お答えすることはできませんが、今は約 1 億 7,000 万ぐらい月額かかっております、医療費に関しましては。 その部分でのトータルの、今のこの 1,000 万というのは、試算は全協のときにも説明しましたように、この 1,000 万というのは、去年の減免額の実績に応じて合わせた部分で試算をした部分でございますので、医療費から算出したわけではございませんので、そういったところでご理解いただければと思っております。 よろしくお願いします。
議 長	ほかにございませんか。 河内議員
河内議員	国民健康保険特別会計事業は、100%国の補助ですか、国・県の。町村の持ち出しはないんですか。
議 長	もう 1 回質問をお願いします。
河内議員	すいません、滑舌が悪くて申し訳ありません。 この減額分については全て、国・県の負担となるんですか。
議 長	健康課長
健康課長	大変失礼いたしました。 ご説明いたしましたように、昨年度この減免額に対しましては 10 分の 10 国が補填をするということになっておりました。 そして 3 年度につきましては、減免は市町村の事情で行っていいよと。まあ、もともとが減免制度がそういったものではありますけども、昨年減免制度をやっとなってコロナ禍の中で困ってある方々に対して今年はしませんよということにはなりませんので、各自治体行っております。ただし、国は試算があるんですけども、本町におきましては 10 分の 4 相当額については補填をしましょうよと。ですので、10 分の 6 につきましては、減免をしたとしても何らかの形で補填をしなければならない。 仮に今回、そういったところで今回の交付金が活用できなければ、保険税で、今入っている保険税で補填するか、もしくは一般会計にお願いして繰り入れするか、どちらかしか対応できないというふうに考えております。このときにコロナの交付金が活用できますよというお話をいただきましたので、残りの 10 分の 6 相当額をコロナの交付金を活用して、一般会計から繰り入れして補填をするものでご

	ざいます。 以上でございます。
議 長	これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第 30 号「令和 3 年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)について」を採決します。 議案第 30 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 8	
議 長	日程第 8 議案第 31 号「令和 3 年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	これで討論を終わります。 これから議案第 31 号「令和 3 年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について」を採決します。 議案第 31 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 9	
議 長	日程第 9 議案第 32 号「令和 3 年度筑前町一般会計補正予算(第 7 号)について」を議題とします。 説明を求めます。 財政課長
財政課長	追加議案書の 2 ページをお願いします。 議案第 32 号、令和 3 年度筑前町一般会計補正予算(第 7 号)について。 令和 3 年度筑前町一般会計補正予算(第 7 号)を別冊のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 別冊の令和 3 年度一般会計補正予算(第 7 号)をお願いします。 1 ページです。 令和 3 年度筑前町の一般会計補正予算(第 7 号)は、次に定めるところによる。 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 6,816 万 6,000 円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 130 億 2,708 万 1,000 円とするものです。 第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

	4ページをお願いします。 第2表地方債補正変更の災害復旧事業債は、限度額を1億7,252万5,000円に増額するものです。 それでは、事項別明細書で説明いたします。 今回の補正予算は、8月大雨災害復旧事業等を追加するものです。 歳出のほうから説明いたします。8ページをお願いします。 2款1項18目総合支所総務費616万6,000円の増額です。総合支所庁舎の雨漏りによる1階天井部分の崩落補修及び雨漏りによる天井部分の劣化が激しく、天井崩落及び漏電の危険性があることから、屋上部分の防水改修工事を実施するものです。 7款4項1目都市計画総務費50万円の増額です。四三嶋工業用地復旧工事費を工業用地造成事業特別会計に繰り出すものです。 10款1項1目現年発生農林水産業施設災害復旧費4,360万円の増額です。農地12件、農業用水路11件、農道8件の工事請負費です。 2目現年発生林道災害復旧費4,000万円の増額は、林道3件の工事請負費です。 10款2項1目現年発生道路橋梁災害復旧費5,780万円の増額です。道路12件の工事請負費です。 2目現年発生河川災害復旧費1億1,700万円の増額は、河川11件の工事請負費です。 5目公園災害復旧費310万円の増額は、都市公園1件、都市公園外公園2件の工事請負費です。 次に、歳入の説明をします。 7ページをお願いします。 14款分担金及び負担金は、農林水産施設災害復旧費分担金666万円です。災害復旧における受益者分担金です。分担金条例の負担割合により予算計上しております。単独災害の農地が40%、水路が30%、補助災害の農地が8%、水路が6%です。 16款国庫支出金、1億2,721万5,000円です。補助災害に対する補助金です。 1節の公共土木施設災害復旧費負担金は66.7%の補助率。 3節の農林水産施設災害復旧費負担金は、80%の補助率を見込み予算計上しております。 20款繰入金は2,549万1,000円の増額です。全て財政調整基金からの繰り入れです。 23款町債は、災害復旧債1億880万円の増額です。 1節公共土木施設災害復旧債7,800万円。町負担額の充当率100%です。 2節農林水産施設災害復旧債3,080万円。町負担額の充当率は、補助債90%、単独債65%です。 以上で説明を終わります。 よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 河内議員
河内議員	別冊の8ページです。 総合支所総務費、雨漏りのために工事をするということでした。福祉館も入って

	すぐのところ、ずっとバケツが置いてあるままなんですよ、あそこは大丈夫なんですか。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えします。福祉課です。 今、議員ご指摘のとおり、受付の天井部分ですね、漏水によって天井の板が崩落しております。これについては今、漏水している場所の原因を追及中でございまして、まだ補正予算計上までは至っておりません。 以上です。
議 長	河内議員
河内議員	福祉館はやっぱり特定健診とかの会場になっていますから、なるべく早い時期に修理をしてもらえたらと思います。
議 長	ほかにございませんか。 これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第32号「令和3年度筑前町一般会計補正予算(第7号)について」を採決します。 議案第32号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第10	
議 長	日程第10 議案第33号「令和3年度筑前町工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。 説明を求めます。 都市計画課長
都市計画課長	追加議案書の3ページをお願いします。 議案第33号、令和3年度筑前町工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)について。 令和3年度筑前町工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 別冊の工業用地造成事業特別会計補正予算書(第1号)をお願いします。 予算書の1ページでございます。 令和3年度筑前町の工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 歳入歳出の補正でございます。 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ232万6,000円とする。 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による、でございます。 歳入歳出補正予算は、7ページの事項別明細書で説明させていただきます。 歳出、1款1項1目工業用地造成事業費、14節工事請負費50万円の追加補正です。

	工業用地維持管理工事の内容ですが、8月豪雨により四三嶋工業団地内の町有地法面が崩落したための災害復旧工事費であります。 続いて6ページの歳入です。 歳入につきましては、1款1項1目一般会計繰入金50万円を追加補正させていただきます、計102万6,000円となります。 以上で説明を終わらせていただきます。 よろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 河内議員
河内議員	別冊の7ページです。 工業用地造成事業費で50万円支出されていますが、差し支えなかったら受注先を教えてください。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	今回、補正予算に計上させていただき、これを認めていただければ、今後発注に移るということになりますので、まだ受注のほうはやっておりません。 以上です。
議 長	ほかにございませんか。 これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第33号「令和3年度筑前町工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)について」を採決します。 議案第33号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第11～ 日程第17	
議 長	会議規則第35条の規定により、日程第11から日程第17までを一括議題とします。 一括議題とした日程第11 認定第1号から日程第17 認定第7号までについて、決算審査特別委員長の報告を求めます。 横山善美委員長
横山委員長	決算審査特別委員長として、決算審査特別委員会の審査報告をいたします。 議会提出議案書の1ページをご覧ください。 本会議で一括議題として付託されました認定第1号から認定第7号は、9月13日から15日の3日間慎重に審査した結果、本委員会は委員会審査報告書のとおり認定すべきものと決定しましたので、会議規則第75条の規定によって報告いたします。 町長をはじめ執行部におかれましては、審査の過程で委員から出された意見、要望、また監査委員の指摘事項に十分留意され、町財政の健全と住民福祉の向上に向けて引き続き努力されることを要望いたしまして、決算審査特別委員会の報告を終わります。

議 長	報告が終わりました。 一括議題とした認定第1号から認定第7号までに対する委員長の報告は認定するものです。 質疑につきましては、決算審査特別委員会において詳細な質疑をさせていただきますので、省略します。 これから討論を行います。 認定第1号 「令和2年度筑前町一般会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 河内議員
河内議員	反対の立場から討論します。 会計全般についてはおおむね賛成できますが、一つの任意団体である部落解放同盟に対する補助金618万6,000円余はあまりにも多額であり、そのほとんどが自主的活動に対する補助費ではなく人件費に使われています。大いに疑問に思います。また、3市町村で補助金削減に対する協議もされていません。到底町民の理解を得られないものと判断します。 また、コロナ禍の中、1億2,680万9,000円の財政調整基金を積み立てるのではなく、国が一度しか行っていない地元中小事業者への家賃補助、持続化給付等に回し、地元事業者への生業の応援や低所得者層への生活の応援を行うべきだったと考えます。 消費税増税のため、コロナ禍ではあっても税収は増加傾向となっています。コロナという非常事態にふさわしい財政運営と言えるのか疑問に思います。 よって反対を表明し、討論とします。
議 長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 深野議員
深野議員	賛成の立場で討論いたします。 部落解放同盟は厳しい部落差別の現実の中、部落差別をはじめ、あらゆる差別の撤廃に資する活動をしている団体であり、その部落解放同盟に対する補助金は、朝倉地区3市町村で協議され合意がなされたものであり、人件費を含め必要性を認めて決定されていますし、監査委員による補助金の決算状況審査でも指摘はなく、問題視されるところはないと考えます。 また、会計全般についても今年度決算審査特別委員会において審議、承認がなされております。 よって、賛成を表明いたします。
議 長	ほかに討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	これで討論を終わります。 これから、認定第1号「令和2年度筑前町一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。 認定第1号は、認定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、本件は認定することに決定をいたしました。 次に、認定第2号「令和2年度筑前町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。

	河内議員
河内議員	反対の立場から討論します。 関係者の大変なご努力と国民健康保険税の引き上げによって、近年、国保会計は一般会計からの法定外繰り入れもせず黒字に転じています。 1億4,870万円も基金に積み立てるのではなく、黒字分は被保険者に還元し、高過ぎる保険税の引き下げに使うべきと考えます。 よって反対を表明し、討論とします。
議 長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 木村博文議員
木村博文議員	賛成の立場から討論いたします。 国民健康保険事業は制度自体が構造的な問題を抱える中、そして、コロナ禍の中で、今後、被保険者は年々減少し、1人あたりの医療費は増していくことが見込まれます。一般会計から法定外繰り入れなしに安定的な継続した国保財政運営が認められます。 今般の新型コロナウイルスの影響、国保税県内均一化に向けて、納付金の不透明性による不安要素などがあることから、この黒字会計による基金積み立てを行うことで、今後の安定的に継続した国保財政運営をしていくために大切な財源となり得ると考えるところです。 また、受診率向上、重症化予防に向けての課題はありますが、特定健診事業をはじめ、重症化予防対策と医療費抑制を図る取り組みにも継続的に努めていることから適正な内容と判断し、賛成討論といたします。
議 長	ほかに討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	これで討論を終わります。 これから、認定第2号「令和2年度筑前町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。 認定第2号は、認定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、本件は認定することに決定いたしました。 次に、認定第3号「令和2年度筑前町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 河内議員
河内議員	反対の立場から討論します。 そもそも75歳という年齢だけで医療を差別する後期高齢者医療制度そのものに反対です。しかもこの制度は、75歳以上の人口が増えれば増えるほど保険料が上がり続け、一方、高齢者の多くの方々が生活費としている年金は、毎年毎年下がりに続けています。このままでは、高齢者の生活そのものが成り立たなくなってしまう。一日も早く元の老人保健制度に戻すべきと考えます。 よって反対を表明し、討論とします。
議 長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 横山善美議員
横山議員	賛成の立場から討論いたします。 後期高齢者、被保険者一人あたりの医療費は、全国の中で福岡県は18年連続で第1位ということです。

	本町は、平成２７年度から県内で１０位以内が続いているという高い水準にあります。医療費抑制の大きな課題を抱えている現状にあります。 このような中で広域連合と連携しながら、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業への取り組みを進めるなど、医療費抑制対策や健康づくりに努めていることから、適正な決算内容とし、賛成討論といたします。
議 長	ほかに討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	これで討論を終わります。 これから、認定第３号「令和２年度筑前町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。 認定第３号は、認定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、本件は認定することに決定いたしました。 次に、認定第４号「令和２年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 河内議員
河内議員	反対の立場から討論します。 本来なら平成２８年度には完了していなければならない住宅新築資金等貸付事業が、いまだに５７件、１億１，６５８万９，０００円余もの滞納があります。関係課の大変なご苦勞はよく分かりますが、このままでは完了まであと何年かかるか全く見えてきません。連帯保証人もない物件が１２件もあるということでした。 後続く職員の方々に負担をかけないためにも、法的措置も視野に入れ、早期回収に取り組むべきと考えます。 よって反対を表明し、討論とします。
議 長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 石橋議員
石橋議員	賛成の立場で討論をいたします。 国の事業運営方針に従い、貸付事業の目的や背景を踏まえて、これまでも歴代の担当者が早期完納に向け努力してきているものと思われまます。課題もありますが、分納計画に従い、毎年数件が完納しています。 今後も収納対策アドバイザーや弁護士の指導の下、職員による適正な業務遂行が行われると認め、賛成を表明いたします。
議 長	ほかに討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	これで討論を終わります。 これから、認定第４号「令和２年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。 認定第４号は、認定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、本件は認定することに決定をいたしました。 認定第５号「令和２年度筑前町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。 討論ございませんか。

	(討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、認定第5号「令和2年度筑前町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。 認定第5号は、認定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は認定することに決定いたしました。 次に、認定第6号「令和2年度筑前町下水道事業会計決算の認定について」討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	これで討論を終わります。 これから、認定第6号「令和2年度筑前町下水道事業会計決算の認定について」を採決します。 認定第6号は、認定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は認定することに決定いたしました。 次に、認定第7号「令和2年度筑前町水道事業会計決算の認定について」討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、認定第7号「令和2年度筑前町水道事業会計決算の認定について」を採決します。 認定第7号は、認定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は認定することに決定いたしました。
日程第18	
議 長	日程第18 請願第2号「「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1の復元」に関わる意見書の提出を求める請願書」及び発議第3号「「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1復元」を求める意見書」を一括議題とします。 本件について、文教厚生常任委員長の報告並びに、関連して発議第3号の説明を求めます。 深野良二文教厚生常任委員長
深野委員長	定例会初日の9月6日において、文教厚生常任委員会に付託されました請願第2号につきまして、同日、委員会を開催し、審議をいたしました。 その審査の経過並びに結果について、ご報告を申し上げます。 議会提出議案書2ページをお開きください。 請願第2号の結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、採択であります。 挙手による採決を行い、挙手全員により採択と決しました。 これにより、本請願は意見書提出を願意としていることから、発議第3号を提出

	いたします。 ３ページをご覧ください。 「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度２分の１復元」を求める意見書。 上記の議案を別紙のとおり地方自治法第１１２条及び会議規則第１３条第１項の規定により提出いたします。 提出者 深野良二。 賛成者 横山善美議員、寺原裕明議員です。 提出の理由 中学校、高等学校での３５人学級を早急に実現し、さらなる少人数学級について検討すること。 また、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保したうえで、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。 上記の事項の実現について、国の関係機関への意見書を提出する。 これがこの議案を提出する理由です。 ４ページをご覧ください。 意見書の内容は、お手元に配付したとおりです。 子どもたちの豊かな学びを実現するため、小学校のみならず中学校、高等学校での３５人学級実現に向けての検討や教職員定数の改善を求めるとともに、子どもたちの義務教育費機会均等を保障するため、国庫負担の拡充を求める内容でございます。 全会一致でのご賛同をよろしくお願いいたします。
議 長	これから、委員長報告に対する質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 次に、発議第３号について先議いたします。 お諮りします。 これから、「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度２分の１復元」を求める意見書」を採決します。 発議第３号は、採択することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は採択することに決定いたしました。 したがって、発議第３号については地方自治法第９９条の規定により、関係行政庁へ意見書を提出します。 なお、請願第２号は採択すべきものいたします。
日程第１９	
議 長	日程第１９ 発議第４号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」を議題とします。 議案の提案理由の説明を提出者に求めます。 木村博文議員
木村博文議員	それでは、ただいまから、発議第４号の提案理由の説明をいたします。 議会提出議案書の５ページをお開きください。 発議第４号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求め

	る意見書の提出について」 上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出します。 提出者 木村博文。 賛成者 持山英幸議員、柳雅明議員であります。 提出の理由 新型コロナウイルス感染症の拡大は甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている中、地方財政は非常に厳しい状況に直面しています。地方自治体においては新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、今後も需要増が見込まれる社会保障等への対応が求められます。そのためには、地方税財源の充実が不可欠であり、国に求めていくことが必要です。 これが本案提出の理由であります。 6ページをご覧ください。 「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」を提出させていただきます。意見書の内容は、お手元に配付したとおりです。 議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、発議第4号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」を採決します。 発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は原案のとおり可決されました。 発議第4号については、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁へ意見書を提出いたします。
日程第20	
議 長	日程第20 「議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査の件」を議題とします。 議会運営委員長から、会議規則第73条の規定によってお手元にお配りした本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。 委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。
日程第21	
議 長	日程第21 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

	各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第73条の規定によって、お手元にお配りした所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。 各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。
議 長	これで本日の会議は全部終了いたしました。 田頭町長
田頭町長	筑前町第3回定例会議会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。 本会の全ての議案、承認、可決いただきました。 特に令和2年度各会計決算審査につきましては、特別委員会で慎重審議の結果、全て承認いただきました。ありがとうございました。 ご意見、ご指摘等をいただきました事案につきましては検討し、次年度等に反映させてまいります。 決算特別委員会委員長のご報告がありましたように、最小の経費で最大の効果を求めて今年度以降の施策に取り組んでまいります。 健全財政と地域振興は両輪であるとの基本理念に基づき、これからも議会、住民、行政一体となって、筑前町のまちづくりに取り組んでまいりたいと存じます。 それでは、筑前町議会第3回定例会、大変お疲れさまでございました。 ありがとうございました。
閉 会	
議 長	町長からの挨拶が終わりました。 会議を閉じます。 令和3年第3回筑前町議会定例会を閉会します。 本日はお疲れさまでした。 (15:18)
	上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。 議 長 田中政浩 11番 議員 木村博文 12番 議員 河内直子